

京田辺市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、京田辺市議会議長（以下「議長」という。）が議会の円滑な運営のため、議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出に際しては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出項目)

第3条 交際費の支出項目は、慶祝、弔慰、見舞金、会費その他議長が必要と認めたものとする。

(支出範囲)

第4条 前条の支出項目に係る交際費の支出内容及び支出金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 慶祝は、各種団体の総会、記念式典、祝賀会、行事等へのお祝いに要する経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。
- (2) 弔慰は、葬儀等における香典、供花等に要する経費で、支出金額等は別表に定めるところによる。
- (3) 見舞金は、病気、災害、事故等の見舞いに要する経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。
- (4) 会費は、各種団体の会合、懇親会等の参加に要する経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。ただし、会費制による場合は、当該会費相当額とする。
- (5) 前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費については、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(公表)

第5条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに京田辺市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第6条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位：円）

区			分	供花等	香典
議会議員		現職	本人	○	10,000
			配偶者、実（養）父母、義父母（同居に限る）、子	○	5,000
		元職	本人	○	5,000
自治功労者			本人	○	5,000
常勤特別職		現職	本人	○	10,000
			配偶者、実（養）父母、義父母（同居に限る）、子	○	5,000
		元職	本人	○	5,000
行政委員会の委員		現職	本人	○	5,000
			配偶者、実（養）父母、子	○	5,000
		元職	本人	○	5,000
各種審議会等委員		現職	本人	○	5,000
市職員	課長等以上及び議会事務局職員	現職	本人	○	10,000
			配偶者、実（養）父母、子	○	5,000
上記のいずれにも該当しない場合で、議長が特に必要と認めるもの				社会通念上妥当と認められる範囲内	

- 備考1 「行政委員会の委員」とは、教育委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び選挙管理委員会の委員並びに監査委員をいう。
- 2 「課長等」とは、課長、所長、園長及び館長の職又はこれらに相当する職にある者とする。この場合において、兼職のときは、上位の職とする。
- 3 供花は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、議長が定める額とする。この場合において、故人の遺志等により香典を辞退されるときにあっては、香典に相当する額を考慮し決定することができる。
- 4 現職議員が逝去したときは、その告別式において議長が弔辞を述べる。